

# 在留申請の利用者登録をしましょう

利用者登録マニュアル（弁護士・行政書士）

---

# はじめに

## このマニュアルの目的

このマニュアルでは、在留申請オンラインシステムを使うために、利用者登録をする方法を説明します。

## 対象読者

外国人の代理人として在留申請をする弁護士・行政書士の方

## 発行年月

2022年3月

## 著作権

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

# もくじ 目次

<b>1. 利用者登録のしかた</b> .....	<b>1</b>
1.1 利用者登録の前に準備しておくこと .....	1
1.2 利用者情報を登録する .....	2

# 1. 利用者登録のしかた

## 1.1 利用者登録の前に準備しておくこと

利用者登録には、申請等取次者証明書番号が必要です。申請等取次者証明書番号がわかる書類を準備してください。

## 1.2 利用者情報を登録する

- 1 トップページ of [新規利用者登録【システムを使(つか)うための登録(とうろく)】] で [弁護士・行政書士] をクリックします。

### 新規利用者登録【システムを使(つか)うための登録(とうろく)】

外国人本人、弁護士・行政書士、法定代理人等の方でオンライン申請を行う場合には、利用者登録が必要となります。

- 外国人本人や法定代理人の方などが利用者登録をする場合は、「外国人本人・その他」のボタンを押下してください。
- 弁護士・行政書士の方が利用者登録する場合は、「弁護士・行政書士」のボタンを押下してください。

オンラインで利用者登録が可能な方は、下記の「1. オンラインで利用者登録が可能な方」に記載していますので、確認の上、登録してください。

- 1 オンラインで利用者登録が可能な方  
[オンラインで利用者登録が可能な方.pdf]
- 2 利用者登録するための準備手続
  - [利用者登録するための準備手続.pdf]
  - 公的個人認証サービスの利用者クライアントソフトのダウンロード（地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスポータルサイトに移動します。）

外国人本人・その他

**弁護士・行政書士**

(窓口申請) 在留資格認定証明書電子交付希望者

利用者情報登録画面が表示されます。

## 2 利用者情報登録画面で、利用者情報を入力します。

### 利用者情報登録

[利用者情報入力\(STEP1\)](#) / [利用者情報確認\(STEP2\)](#) / [利用者情報登録完了\(STEP3\)](#)

**利用者情報入力(STEP1) 【システムを使(つか)う人(ひと)のこ(こと)を書(か)いてください。】**

**利用者氏名** 必須

【名前(なまえ)】

半角英字(大文字入力), 104文字以内 スペース区切り

例)HOUMU TARO

**性別** 必須

しょうりやく  
**省略**

**申請等取次者証明書番号**

【入管(にゅうかん)から認(み)とめられた, 代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】

利用者の区分で弁護士・行政書士を選択した場合に入力  
【上(う)えて「弁護士・行政書士」を選(えら)んだときに, 書(か)いてください。】

申請等取次者証明書番号の確認方法は, 下記リンク先を参照してください。  
[申請等取次者証明書番号の確認方法](#)

半角数字, 12文字

例)123456789012

利用規約を確認した上で同意される場合は, 「利用規約に同意します。」にチェックしてください。  
[利用規約はこちら](#)

利用規約に同意します。

確認
戻る

No.	項目	説明
1	利用者氏名	氏名を入力してください。
2	性別	性別を選択してください。
3	生年月日	生年月日を入力してください。
4	住居地(都道府県市区町村)	所属事務所の所在地を市区町村まで入力します。 [検索] をクリックしてください。検索画面が表示されます。 [検索条件] で都道府県を選択し、[検索] クリックしてください。 [検索結果] の中から、市区町村を選択してください。
5	住居地(町名丁目番地号等)	所属事務所の所在地の、町名以下を入力してください。
6	利用者連絡先電話番号	所属事務所の固定電話番号か、携帯電話またはスマートフォンの電話番号を入力してください。
7	メールアドレス	所属事務所のメールアドレスを入力してください。
8	メールアドレス(確認)	所属事務所のメールアドレスを再入力してください。
9	利用者の区分	【弁護士・行政書士】を選択してください。

No.	項目	説明
10	申請等取次者証明書番号	[申請等取次者証明書番号の確認方法] を参照して、申請等取次者証明書番号を入力してください。

### 3 [利用規約はこちら] をクリックして、利用規約を確認します。

申請等取次者証明書番号  
【入管(にゅうかん)から認(みと)められた、代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】  
利用者の区分で弁護士・行政書士を選択した場合に入力  
【上(う)えて「弁護士・行政書士」を選(えら)んだときに、書(か)いてください。】  
申請等取次者証明書番号の確認方法は、下記リンク先を参照してください。  
[申請等取次者証明書番号の確認方法](#)  
半角数字、12文字

例)123456789012

利用規約を確認した上で同意される場合は、「利用規約に同意します。」にチェックしてください。  
[利用規約はこちら](#)

利用規約に同意します。

確認 戻る

### 4 [利用規約に同意します。] のチェックボックスをチェックします。

申請等取次者証明書番号  
【入管(にゅうかん)から認(みと)められた、代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】  
利用者の区分で弁護士・行政書士を選択した場合に入力  
【上(う)えて「弁護士・行政書士」を選(えら)んだときに、書(か)いてください。】  
申請等取次者証明書番号の確認方法は、下記リンク先を参照してください。  
[申請等取次者証明書番号の確認方法](#)  
半角数字、12文字

例)123456789012

利用規約を確認した上で同意される場合は、「利用規約に同意します。」にチェックしてください。  
[利用規約はこちら](#)

利用規約に同意します。

確認 戻る

## 5 [確認] をクリックします。

申請等取次者証明書番号  
 【入管(にゆうかん)から認(みと)められた, 代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】  
 利用者の区分で弁護士・行政書士を選択した場合に入力  
 【上(うえ)で「弁護士・行政書士」を選(えら)んだときに, 書(か)いてください。】  
 申請等取次者証明書番号の確認方法は, 下記リンク先を参照してください。  
[申請等取次者証明書番号の確認方法](#)  
 半角数字, 12文字

例)123456789012


利用規約を確認した上で同意される場合は, 「利用規約に同意します。」にチェックしてください。  
[利用規約はこちら](#)


利用規約に同意します。

**確認** 戻る

[利用者情報確認(STEP2)] の画面が表示されます。

## こんなときは

エラーが出た場合は、赤いアイコン  が表示されている個所を修正してください。

 **申請等取次者証明書番号**  
 【入管(にゆうかん)から認(みと)められた, 代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】

修正が完了したら、再度 [確認] をクリックしてください。

## 6 入力した内容が正しいかどうかを確認します。

**利用者情報登録**

利用者情報入力(STEP1) / **利用者情報確認(STEP2)** / 利用者情報登録完了(STEP3)

**利用者情報確認(STEP2)**  
 利用者情報入力(STEP1)の入力内容

利用者氏名  
 【名前(なまえ)】  
 HOUMU TARO

性別  
 【性別(せいべつ)】  
 男 male

生年月日  
 【生(う)まれた日(ひ)】  
 しょうりやく  
 省略

利用規約に同意します。

**登録** 戻る



修正する場合は [戻る] をクリックしてください。入力画面に戻ります。

## 7 [登録] をクリックします。

利用者の区分  
【誰(だれ)の申請(しんせい)をしますか。システムを使(つか)う人(ひと)は誰(だれ)ですか。】

弁護士・行政書士 Attorney /Certified Administrative Procedures Legal Specialist

申請等取次者証明書番号  
【入管(にゅうかん)から認(みと)められた、代(か)わりに手続(てつづき)ができる人(ひと)の番号(ばんごう)】

利用規約に同意します。

登録

戻る

[利用者情報登録完了(STEP3)] の画面が表示されます。

## 8 [トップページへ戻る] をクリックします。

利用者情報登録

利用者情報入力(STEP1) / 利用者情報確認(STEP2) / 利用者情報登録完了(STEP3)

利用者情報登録完了(STEP3)

利用者情報を登録しました。  
メールアドレス [ ] へ利用者情報登録通知を送信します。  
【システムを使(つか)うことができます。  
あなたのメールアドレスに、お知(し)らせのメールを送(おく)ります。】

【認証ID : [ ]  
【IDの番号(ばんごう)】

トップページへ戻る

トップページに戻ります。利用者情報登録画面で入力したメールアドレスに、利用者情報登録通知が届きます。利用者情報登録通知のメールが届いたら、パスワードの初期設定をしてください。

なお、在留申請オンラインシステムのトップページやログイン画面などを開いたままの状態、利用者情報登録通知のメールに記載されているURLからパスワード初期設定を行おうとすると、エラーとなるため、在留申請オンラインシステムの画面を閉じてから、パスワードの初期設定を行ってください。

以上で、在留申請オンラインシステムの利用者登録は完了です。

次は、在留申請オンラインシステムで在留申請します。在留申請する方法は、「オンラインで在留申請をしましょう」のマニュアルを参照してください。